山口市職員等公益通報制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報者の保護を図るとともに、職員の規範意識を高めることにより、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「職員」とは、山口市の職員であって地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項及び第3項、第22条の2第1項及び第2項、第22条の3第1項、第28条の4第1項、第28条の5第1項に規定する者をいう。
- 2 この要綱において「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1)職員
- (2) 前号に掲げる者であった者(退職後1年以内)
- (3) 市が事業等を委託し、又は請け負わせている事業者等において当該事業等に従事する役員又は労働者
- (4) 前号に掲げる者であった者(退任後又は退職後1年以内)
- 3 この要綱において「公益通報」とは、次に掲げるものをいう。
- (1)職員等が、職員の職務遂行に係る行為が法令(条例、規則を含む。)に違反する行為又はそのおそれがあると思料する場合に、当該行為を次条第1項に掲げる通報窓口に対して通報すること。
- (2)職員等が、職員の行為が地方公務員法第36条に違反する行為又はそのおそれがあると思料する場合に、当該行為を次条第1項に掲げる通報窓口に対して通報すること。
- (3) 一定の公職にある者等から不当な働きかけ等を受けた場合に、不当な働きかけ等を 受けた職員又は当該働きかけ等を知り得た職員等が、当該内容を次条第1項に掲げる 通報窓口に対して通報すること。
- 4 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (1) 国会議員
- (2) 地方公共団体の議会の議員
- (3) 地方公共団体の長、副知事及び副市町長
- (4) (1) から (3) までの者の元職、秘書、親族、代理人及び (1) から (3) までの者を支援する政治団体の役員等
- (5) 業界団体等各種団体の役員等
- (6) 職員であった者
- 5 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、公正な職務の執行又は市民の市政に対する信頼を損なう行為(不作為により公正な職務の執行又は市民の市政に対する信頼を損なう場合も含む。)を職員に要望等する行為であって、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 事業採択、請負その他契約(契約内容の決定、入札手続等を含む。)又は許認可等の処分(以下「処分等」という。)に関し、特定の者等のために有利又は不利な取扱いを求める行為
- (2) 処分等に係る事務の公正を害する行為
- (3) 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為
- (4) その他法令等に違反する行為を求める行為
- (5)要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由な く執拗に要求し続ける行為
- 6 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子

メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 公式又は公開の場で行われたもの
- (2) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- (3) 各機関の意思決定に基づき作成された意見書、要望書等
- (4) 法令等により認められた権利の行使等
- 7 第5項の「公正な職務の執行又は市民の市政に対する信頼を損なう行為を職員に要望等する行為」には、当該職務を担当する職員に公正な職務の執行又は市民の市政に対する信頼を損なう行為をさせるために指示等をすることを当該職員以外の職員に要望等する行為を含むものとする。
- 8 この要綱において「公益通報者」とは、公益通報を行った者をいう。
- 9 この要綱において「公益通報対応業務従事者」とは、公益通報に関する調査等の対応 を行う者をいう。ただし、当該公益通報が公益通報者保護法(平成16年法律第122 号)第2条に規定する公益通報に該当する場合にあっては、同法第11条第1項に規定 する公益通報対応業務従事者をいう。

(公益通報窓口)

- 第3条 公益通報を受理するため、総務部職員課に公益通報窓口を置く。
- 2 公益通報窓口は、公益通報対応業務従事者として指定される。
- 3 公益通報窓口は、総務部長とし、職員課長及び同課人事研修担当に所属する職員を公 益通報対応業務従事者として指定する。
- 4 市長は、公益通報に関する調査等の対応を適正かつ効率的に実施するため、必要に応じ、前項の職員以外の職員を公益通報対応業務従事者として指定するものとする。この場合において、公益通報対応業務従事者としての指定は、書面により行い、通知するものとする。

(公益通報対応業務従事者の責務等)

- 第4条 公益通報対応業務従事者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- 2 公益通報対応業務従事者は、誠実かつ公正に職務を執行しなければならない。

(通報の方法)

第5条 公益通報は、別紙様式により、封書又は電子メールにより、公益通報窓口に対して行うものとする。

(公益通報者の責務)

- 第6条 公益通報をしようとする者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的 その他不正の目的で通報してはならない。
- 2 公益通報をしようとする者は、客観的事実に基づき、誠実に通報を行わなければならない。
- 3 公益通報者は、当該通報に係る調査に協力しなければならない。

(公益通報の受理)

第7条 通報を受けた窓口は、その内容を聴取する等により、当該公益通報の趣旨の確認 に努めなければならない。

(調査の実施)

- 第8条 公益通報窓口は、公益通報を受けた場合において、調査の必要があると認めると きは、直ちに調査を開始するものとする。
- 2 公益通報に関して調査の対象となった機関に所属する職員は、当該調査に対し協力するとともに、当該公益通報者を特定するための調査等を行ってはならない。
- 3 公益通報窓口は、公益通報が不当なものであると認めて調査を行わないときは、公益 通報者に対してその理由を説明するものとする。

(調査結果の通知等)

- 第9条 公益通報窓口は、調査結果について、市長に報告するものとする。
- 2 公益通報窓口は、調査結果について、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、 公益通報者に通知するものとする。

(改善措置)

第10条 市長は、前条第1項の規定に基づく調査結果の報告を受けたときは、必要に応じ、是正措置、再発防止策等の改善措置を講じるものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 市長は、前条の規定に基づく改善措置を講じたときは、公益通報者が通知を望んでいない場合を除き、速やかに公益通報者に対し、その旨を通知するものとする。

(公表)

第12条 市長は、公益通報について、毎年度の件数を公表するとともに、必要があると 認めるときは、公益通報の内容等を公表するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第13条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

(不利益な取扱いに関する申出)

- 第14条 公益通報者は、公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、公益通報窓口にその旨を申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分については、この限りでない。
- 2 前項の規定に基づく申出に係る手続等については、第5条から第11条までの規定を 準用する。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月22日から施行する。